

全ト協発第14号（環）
令和4年4月5日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 己



「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の 一部改正等について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、基準緩和自動車の重大事故の発生状況を踏まえ、申請者の負担軽減等を図る観点から、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正を行うほか、所要の改正を行う旨、別添のとおり、国土交通省自動車局長より通達が発出されました。

主な改正は、安全性優良事業所認定（Gマーク）を受けた貨物運送事業所における基準緩和にかかる継続緩和申請について、重大事故がないなどの要件を満足する場合には、当該基準緩和の期限を、以前の4年から無期限に延長することとなりました（※ただし、継続緩和申請が必要であり、また、安全性優良事業所認定の返納や取り消しとなった場合は、遅滞なく新規緩和の申請が必要となります。）。なお、上記の要件を満足しない場合でも、当該基準緩和の期限を、以前の2年から4年に延長するものです。

また、本改正に伴い、提出書面の各種様式が、集約化・簡素化されました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

（本件に関する問い合わせ先）

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

国自技環第 199 号の 3
令和 4 年 3 月 31 日

公益社団法人
全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「基準緩和自動車の認定要領について (依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会 (組合) におかれましても、傘下会員 (組合員) に対し周知願います。

なお、本改正による取扱いの開始に伴い、全国貨物自動車運送適正化事業実施機
関である貴協会におかれましては、下記の情報を取得した時は、国土交通省あて情
報提供をお願い致します。

記

- ・安全性優良事業所認定の取り消しがあった事業場名等
- ・安全性優良事業所認定を失効した事業場名等

以上

別添

国自技環第199号
令和4年3月31日

各地方運輸局長 殿 }
沖縄総合事務局長 殿 } (単名各通)

自動車局長 (公印省略)

「基準緩和自動車の認定要領について (依命通達)」の一部改正について

今般、「基準緩和自動車の認定要領について (依命通達)」(平成9年9月19日付
け自技第193号)別添「基準緩和自動車の認定要領」を別紙新旧対照表のとおり
改正したので通知する。

なお、関係団体等には別添のとおり周知したので了知されたい。

●「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付自技第193号）の一部改正について 別紙新旧対照表
 制 定 平成9年9月19日付 自 技 第193号
 最終改正 令和4年3月31日付 自技環第199号

改 正 後	改 正 前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 用語</p> <p>この要領における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）、保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)「飛行場の設置者等」とは、<u>国土交通省設置法（平成11年法律第100号）第39条又は地方航空局組織規則（平成13年国土交通省令第25号）第35条の規定に基づく空港事務所の長、航空法（昭和27年法律第231号）第38条第1項の規定による飛行場の設置の許可を受けた者（<u>空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成20年法律第75号）による改正前の空港整備法第4条第4項に規定する地方公共団体を含む。）又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第19条第1項の規定に基づき公共施設等運営権を設定された者をいう。</u></u></p> <p>(8)～(26) (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 用語</p> <p>この要領における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）、保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)「飛行場の設置者等」とは、<u>国土交通大臣が管理する飛行場にあつては、国土交通省設置法（平成11年法律第100号）第39条又は地方航空局組織規則（平成13年国土交通省令第25号）第35条の規定に基づく空港事務所の長、<u>それ以外の公共の用に供する飛行場にあつては航空法（昭和27年法律第231号）第38条第1項の規定による飛行場の設置の許可を受けた者（<u>空港整備法（昭和31年法律第80号）第4条第4項に規定する地方公共団体を含む。）をいう。</u></u></u></p> <p>(8)～(26) (略)</p>

第3 (略)

第4 申請者等

1、2 (略)

3 申請者は、申請日前6ヶ月間（悪質な違反については1年間）又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局等の長から次の各号の処分を受けた者でないこと（認定要領第9に係る申請及び第9第5項の規定により付された条件に従った新たな基準緩和の認定の申請は除く。）。

(1)、(2) (略)

第5 申請書並びに届出書及び添付書類

1 基準緩和の認定を申請しようとする者は、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通（地方運輸局長が副本の提出を要しないと認める場合は正本1通）を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。この場合において、申請書の提出は、電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）に基づく、国土交通省オンライン申請システムを利用して行うオンライン申請をいう。）により行うことができる。ただし、地方運輸局長は電子申請後に申請者に対して必要と認める資料の提出を求めることができる。

2 前項に規定する申請において、当該申請日前1年以内に基準緩和の認定の取消処分を受けた自動車と同一の営業所等に属する自動車（当該取消処分を受けた自動車を含む。）について基準緩和の認定を申請しようとする場合は、前項に規定する申請書及び添付資料のほか、当該営業所等に属するすべての基準緩和自動車について、当該取消処分を受けた日から6ヶ月後及び1年後のそれぞれ直近の1

第3 (略)

第4 申請者等

1、2 (略)

3 申請者は、申請日前3ヶ月間（悪質な違反については6ヶ月間）又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局等の長から次の各号の処分を受けた者でないこと（認定要領第9にかかる申請は除く。）。

(1)、(2) (略)

第5 申請書及び添付書類

1 基準緩和の認定を申請しようとする者は、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。この場合において、申請書の提出は、電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）に基づく、国土交通省オンライン申請システムを利用して行うオンライン申請をいう。）により行うことができる。ただし、地方運輸局長は電子申請後に申請者に対して必要と認める資料の提出を求めることができる。

2 前項に規定する申請において、当該申請日前1年以内に基準緩和の認定の取消処分を受けた自動車と同一の営業所等に属する自動車（当該取消処分を受けた自動車を含む。）について基準緩和の認定を申請しようとする場合は、前項に規定する申請書及び添付資料のほか、当該営業所等に属するすべての基準緩和自動車について、当該取消処分を受けた日から6か月後及び1年後のそれぞれ直近の一

ヶ月間の輸送実績を添付資料として提出するものとする。

3 (略)

4 基準緩和の認定を受けた自動車について、第8第1項の規定により基準緩和認定書の交付を受けた者の氏名若しくは名称、使用の本拠の位置（同一地方運輸局管内に限る。）又は地方運輸局長が指定する事項について変更があった場合は、認定を受けた地方運輸局長に対し、当該変更内容についての資料を添えて、速やかに第2号様式の基準緩和認定変更届出書を地方運輸局長が定める数提出するものとする。この場合において、変更届出書の提出は、電子申請により行うことができる。ただし、地方運輸局長は電子申請後に届出者に対して必要と認める資料の提出を求めることができる。

5 地方運輸局長は、第1項及び第4項に規定する申請書並びに届出書及び添付資料について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等（兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所、自動車検査登録事務所及び運輸事務所を含む。以下同じ。）の経由を定めることができる。

6 申請者は、第1項の申請（第9第5項の規定により付された条件に従った新たな基準緩和の認定の申請を除く。）に際し、第4第3項に該当する処分を受けていないことについて、基準緩和認定申請書別紙において宣誓するものとする。

第6 審査

1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けようとする自動車について、その構造若しくはその使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1)、(2) (略)

(削除)

か月間の輸送実績を添付資料として提出するものとする。

3 (略)

4 基準緩和の認定を受けた自動車について、第8第1項の規定により基準緩和認定書の交付を受けた者の氏名若しくは名称、使用の本拠の位置（同一地方運輸局管内に限る。）又は地方運輸局長が指定する事項について変更があった場合は、認定を受けた地方運輸局長に対し、当該変更内容についての資料を添えて、速やかに第2号様式の基準緩和認定変更申請書を提出するものとする。この場合において、変更申請書の提出は、電子申請により行うことができる。ただし、地方運輸局長は電子申請後に申請者に対して必要と認める資料の提出を求めることができる。

5 地方運輸局長は、第1項及び第4項に規定する申請書及び添付資料について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局（兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所、自動車検査登録事務所及び運輸事務所を含む。以下同じ。）の経由を定めることができる。

6 申請者は、第4第3項に該当する行政処分を受けていないことについて、第1号様式（第5第6項関係）による宣誓書を提出するものとする。

第6 審査

1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けようとする自動車について、その構造若しくはその使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1)、(2) (略)

(3) 主な運行経路

(3)その他の必要事項

2 第3第1号に規定する自動車であって単体物品を輸送することに関し基準緩和の認定を受けようとするものにあつては、前項に規定する審査に当たって、特に次の各号について審査するものとする。

(1)、(2) (略)

(削除)

(削除)

3～5 (略)

6 第3第6号、第11号又は第24号に規定する自動車にあつては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者又は都道府県公安委員会若しくは双方の意見を聴取するものとする。ただし、第3第11号に規定する自動車にあつては、地域公共交通会議等により道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に代えることができる。

7 申請者が貨物自動車運送事業者である場合には、第4第3項第2号に該当する処分を受けていないことについて貨物自動車運送事業の監査担当部署から必要に応じ意見を聴取するものとする。

第7 条件、期限及び制限の付与

1 (略)

2 地方運輸局長は、第6第2項の自動車について、保安基準第4条(車両総重量)及び第4条の2(軸重等)のいずれもの規定に係る基準緩和の認定を行う場合には、次の各号により期限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

(1)、(2) (略)

3～7 (略)

(4)その他の必要事項

2 第3第1号に規定する自動車であって単体物品を輸送することに関し基準緩和の認定を受けようとするものにあつては、前項に規定する審査に当たって、特に次の各号について審査するものとする。

(1)、(2) (略)

(3)搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路

(4)申請者が既に有している自動車では当該物品を輸送不可能であることなど新たに基準緩和の認定を受けなければならない必要性

3～5 (略)

6 第3第2号から第6号まで、第11号又は第24号に規定する自動車にあつては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者又は都道府県公安委員会若しくは双方の意見を聴取するものとする。ただし、第11号に規定する自動車にあつては、地域公共交通会議等により道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に代えることができる。

7 申請者が貨物自動車運送事業者である場合には、第4第3項第2号に該当する行政処分を受けていないことについて貨物自動車運送事業の監査担当部署から必要に応じ意見を聴取するものとする。

第7 条件、期限及び制限の付与

1 (略)

2 地方運輸局長は、第6第2項の自動車について、保安基準第4条(車両総重量)及び第4条の2(軸重等)の規定に係る基準緩和の認定を行う場合には、次の各号により期限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

(1)、(2) (略)

3～7 (略)

第8 基準緩和の認定等

- 1 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20、第21又は第22の規定に基づいて審査した結果、基準緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第7に基づく条件、期限及び制限を付したうえで、基準緩和の認定を行い、第3号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。
- 2 (略)
- 3 地方運輸局長は、第1項の規定により基準緩和の認定をしたときは、直ちに当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に対し、当該認定書の写し並びに申請書及び添付資料の副本（提出があった場合に限る。）を送付するものとする。
- 4 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20、第21又は第22の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合、申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準緩和の認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合、別途定める処分等要領による申請者の累積違反点数が55点以上の場合又は第4第3項に該当する処分を受けた申請者の場合は保安基準第55条第7項に該当するものとして基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。
- 5 地方運輸局長は、第9第5項の規定により付された条件に従った新たな基準緩和の認定の申請に基づき、第1項の規定により基準緩和認定書を申請者に交付する際、申請者に対し、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等において、自動車検査証備考欄に基準緩和の

第8 基準緩和の認定等

- 1 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20又は第21の規定に基づいて審査した結果、基準緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第7に基づく条件、期限及び制限を付したうえで、基準緩和の認定を行い、第3号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。
 - 2 (略)
 - 3 地方運輸局長は、第1項の規定により基準緩和認定書を申請者に交付したときは、直ちに当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に対し、関係資料を添付のうえ、第8号様式により基準緩和の認定を行った旨を通知するものとする。
 - 4 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20又は第21の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合、申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準緩和の認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合、別途定める処分等要領による申請者の累積違反点数が55点以上の場合又は第4第3項に該当する処分を受けた申請者の場合は保安基準第55条第7項に該当するものとして基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。
- (新設)

認定に付された期限を記載する手続を速やかに行わなければならない旨、指示するものとする。

第9 継続緩和の認定

- 1 第8第1項の規定により基準緩和の認定を受けた自動車の使用者は、第7第2項の規定により付された期限後においても当該自動車を引き続き基準緩和の認定を受けて使用しようとする場合は、期限の2ヶ月前までに継続緩和の認定の申請を行うものとする。
- 2 継続緩和の認定を申請しようとする者は、第5第1項及び第2項の規定にかかわらず、第4号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通（地方運輸局長が副本の提出を要しないと認める場合は正本1通）を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。この場合において、申請書の提出は、電子申請により行うことができる。ただし、地方運輸局長は電子申請後に申請者に対して必要と認める資料の提出を求めることができる。
- 3 地方運輸局長は、継続緩和の認定を受けようとする自動車について、第6第2項の自動車にあっては、第6（第2項を除く。）の規定によるほか、前回の基準緩和の認定から変更のあった事由、その構造若しくはその使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。この場合において、第6第3項の規定の適用に当たって、「前項」とあるのは「第9第3項第1号」と読み替えるものとする。
 - (1) 少なくとも申請直前6ヶ月間における物品の輸送について、荷積み地点から荷卸し地点までの30回の輸送（同種物品について同日中に連続して繰り返し行った輸送については、当該一連の

第9 継続緩和の認定

- 1 第8第1項の規定により基準緩和の認定を受けた自動車の使用者は、第7第2項の規定により付された期限後においても当該自動車を引き続き基準緩和の認定を受けて使用しようとする場合は、期限の2か月前までに継続緩和の認定の申請を行うものとする。
- 2 継続緩和の認定を申請しようとする者は、第5第1項及び第2項の規定にかかわらず、第4号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。この場合において、申請書の提出は、電子申請により行うことができる。ただし、地方運輸局長は電子申請後に申請者に対して必要と認める資料の提出を求めることができる。
- 3 地方運輸局長は、継続緩和の認定を受けようとする自動車について、第6第2項の自動車にあっては、第6（第2項を除く。）の規定によるほか、前回の基準緩和の認定から変更のあった事由、その構造若しくはその使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。この場合において、第6第3項の規定の適用に当たって、「前項」とあるのは「第9第3項第1号」と読み替えるものとする。
 - (1) 少なくとも申請直前6か月前における物品の輸送が次の資料により適切に実施されていると認められること

輸送を1回とする。また、6ヶ月間で30回に満たない場合はその全ての輸送とする。）が次の資料により適切に実施されていると認められること

①、②（略）

(2) 次の事項について、今後の物品輸送計画が適切なものであること

①、②（略）

(削除)

(削除)

(削除)

(3) 継続緩和の認定を受けようとする自動車に係る申請直前の2ヶ年間における物品の輸送について、都道府県公安委員会からの貨物の積載に係る違反通知がないこと及び道路管理者からの特殊車両通行許可違反通知がないこと

(削除)

(削除)

(削除)

4 地方運輸局長は、前項の審査の結果、継続緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第8第1項の規定にかかわらず、第7第1項に基づく条件及び制限並びに基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して4年を経過した日までを最長として、継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して3年を経過した日までの期限を付したうえで、継続緩和の認定を行い、第5号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状

①、②（略）

(2) 次の事項について、今後の物品輸送計画が適切なものであること

①、②（略）

③搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路

④申請者が保有する他の自動車では当該物品を輸送不可能であることなど当該自動車を使用しなければならない必要性

⑤今回の申請に係る物品輸送計画の前回のそれとの相違

(3) 継続緩和の認定を受けようとする自動車に係る物品の輸送について、次の①から③に掲げるそれぞれの申請に応じて定める期間に都道府県公安委員会からの貨物の積載に係る違反通知がないこと及び道路管理者からの特殊車両通行許可違反通知がないこと

①第4項又は第5項第1号に基づく申請 申請直前の2カ年間

②第5項第2号に基づく申請であって、③に掲げる申請以外の申請 申請直前の3カ年間

③第5項第2号に基づく申請であって、連続した2回目以降の申請 申請直前の4カ年間

4 地方運輸局長は、前項の審査の結果、継続緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第8第1項の規定にかかわらず、第7第1項に基づく条件及び制限並びに基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して2年を経過した日までを最長として、継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日までの期限を付したうえで、継続緩和の認定を行い、第5号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。

況に応じて、期限を短縮することができる。

5 継続緩和の認定を受けようとする自動車が自動車検査証に付された緩和の期限内に第23第1項に基づく行政処分等を受けておらず、かつ、当該自動車の使用の本拠を置く営業所等が全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による安全性優良事業所の認定（以下「安全性優良事業所認定」という。）を受けているとして申請があった場合の基準緩和の条件及び制限並びに期限については、前項の規定にかかわらず、第7第1項に基づく条件及び制限の他、「安全性優良事業所認定を有しなくなったときは遅滞なく新たな基準緩和の認定の申請を行うこと。」との条件を付し、期限は付さないものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を付すことができる。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

5 継続緩和の認定を受けようとする自動車が自動車検査証に付された緩和の期限内に第22第1項に基づく行政処分等を受けておらず、かつ、当該自動車の使用の本拠を置く営業所等が全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による安全性優良事業所の認定（以下「安全性優良事業所認定」という。）を受けているとして申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、緩和の期限を次の各号のとおりとする。

(1)初回継続緩和の認定にあつては、基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して3年を経過した日までを最長として当該継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して2年を経過した日までの期限を付す。

(2)前号の認定を受けた自動車の継続緩和の認定にあつては、基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して4年を経過した日までを最長として当該継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して3年を経過した日までの期限を付す。

(3)前2号により処理された自動車が第22第1項に基づく行政処分等を受けた場合又は安全性優良事業所認定が失効又は返納した場合、次の継続緩和の認定は、前項の規定により期限を付す。

6 地方運輸局長は、前2項の審査において、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

6 第8第2項から第4項までは、継続緩和の認定に適用する。この場合において、第8第3項の適用に当たって、「第1項の規定により基準緩和の認定書」とあるのは「基準緩和の認定書」と、第8第4項の規定の適用に当たって、「第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20、第21又は第22」とあるのは「第9第3項」とそれぞれ読み替えるものとする。

7 (略)

第10 基準緩和の認定一括処理の特例

1 第3に規定する自動車のうち次に掲げるものについては、基準緩和の認定一括処理を行うことができるものとする。この場合において、第1号の自動車にあっては、新型自動車取扱要領に基づく新型自動車、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領に基づく共通構造部多仕様自動車又は輸入自動車特別取扱要領に基づく輸入自動車取扱自動車（以下、「新型自動車等」という。）の車両総重量（共通構造部多仕様自動車にあっては、自動車製作者の指定した架装後の車両総重量の範囲）の届出値に対して±400キログラムの範囲を示して（基準の制限などにより上限値又は下限値が定められているものにあつては、当該上限値又は下限値を限度とする。）認定することができる（軸重等の取扱いもこれに準じる。）。

(1) (略)

(2) その構造又は使用の様態が特殊であることにより、あらかじめ必要な条件又は制限を付した場合には保安上及び公害防止上支障がないと認められる自動車として次に掲げるもの

①、② (略)

③自動車製作者等が本邦から外国に輸出する自動車（以下、「輸出自動車」という。）

(3) 以下に掲げる自動車（③の自動車にあっては、災害時に地方運輸局長が公示を行った場合に限る。）であつて、その構造又は

7 第8第2項から第4項までは、継続緩和の認定に適用する。この場合において、第8第3項の適用に当たって、「第1項の規定により基準緩和の認定書」とあるのは「基準緩和の認定書」と、第8第4項の規定の適用に当たって、「第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20又は第21」とあるのは「第9第3項」とそれぞれ読み替えるものとする。

8 (略)

第10 基準緩和の認定一括処理の特例

1 第3に規定する自動車のうち次に掲げるものについては、基準緩和の認定一括処理を行うことができるものとする。この場合において、第1号の自動車にあっては、新型自動車取扱要領に基づく新型自動車、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領に基づく共通構造部多仕様自動車又は輸入自動車特別取扱要領に基づく輸入自動車取扱自動車（以下、「新型自動車等」という。）の車両総重量（共通構造部多仕様自動車にあっては、自動車製作者の指定した架装後の車両総重量の範囲）の届出値に対して±400キログラムの範囲を示して（基準の制限などにより上限値又は下限値が定められているものにあつては、当該上限値又は下限値を限度とする。）認定することができる（軸重等の取扱いもこれに準じる。）。

(1) (略)

(2) その構造又は使用の様態が特殊であることにより、あらかじめ必要な条件又は制限を付した場合には保安上及び公害防止上支障がないと認められる自動車として次に掲げるもの

①、② (略)

(新設)

(3) 以下に掲げる自動車（③の自動車にあっては、災害時に地方運輸局長が公示を行った場合に限る。）であつて、その構造又は

使用の態様が特殊であることにより、あらかじめ必要な条件又は制限を付した場合には保安上及び公害防止上支障がないと認められるもの

①～③（略）

④地方運輸局長が認める自動車

2～5（略）

6 地方運輸局長は、第1項第1号（新型自動車等に限る。）及び第4項に規定する自動車であって、第1項の規定に基づき他の地方運輸局長の基準緩和の認定を受けたものについて、第23第2項の規定に基づき取消を受けた場合を除き、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長による基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。

7 地方運輸局長は、第1項第1号に規定する自動車であって、次の各号に掲げるすべての事項に該当するものは、基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。ただし、自動車検査業務等実施要領3-4-4 (6)に基づき、型式に「改」と付記される自動車にあつてはこの限りでない。

(1)～(3)（略）

8 地方運輸局長は、第1項第2号①ニに規定するセミトレーラであつて、次の各号に掲げる全ての事項に該当するものは、基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。ただし、自動車検査業務等実施要領3-4-4 (6)に基づき、型式に「改」と付記される自動車にあつてはこの限りでない。

(1)～(2)（略）

9 第1項第3号（同号③及び④を除く。）に規定する自動車について、使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長がその地域性を考慮した結果、必要と認める保安基準の条項並びに条件及び制限をあらかじめ公示することにより、基準緩和の認定を行うことができる。

10（略）

11 第1項第3号④に規定する自動車について、地方運輸局長がその

使用の態様が特殊であることにより、あらかじめ必要な条件又は制限を付した場合には保安上及び公害防止上支障がないと認められるもの

①～③（略）

(新設)

2～5（略）

6 地方運輸局長は、第1項第1号（新型自動車等に限る。）及び第4項に規定する自動車であつて、第1項の規定に基づき他の地方運輸局長の基準緩和の認定を受けたものについて、第21第2項の規定に基づき取消を受けた場合を除き、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長による基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。

7 地方運輸局長は、第1項第1号に規定する自動車であつて、次の各号に掲げるすべての事項に該当するものは、基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。ただし、自動車検査業務等実施要領3-4-4 (4)に基づき、型式に「改」と付記される自動車にあつてはこの限りでない。

(1)～(3)（略）

8 地方運輸局長は、第1項第2号①ニに規定するセミトレーラであつて、次の各号に掲げる全ての事項に該当するものは、基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。ただし、自動車検査業務等実施要領3-4-4 (4)に基づき、型式に「改」と付記される自動車にあつてはこの限りでない。

(1)～(2)（略）

9 第1項第3号（同号③を除く。）に規定する自動車について、使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長がその地域性を考慮した結果、必要と認める保安基準の条項並びに条件及び制限をあらかじめ公示することにより、基準緩和の認定を行うことができる。

10（略）

(新設)

妥当性を考慮した結果、必要と認める保安基準の条項並びに期限、条件及び制限をあらかじめ公示することにより、基準緩和の認定を行うことができるものとし、公示を行った地方運輸局長は、その内容を、他の地方運輸局長及び自動車局技術・環境政策課に対し通知すること。なお、公示を行うにあたっては、管轄する地方の独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会と十分協議するとともに、必要に応じ自動車局技術・環境政策課の意見を聴取すること。

第11、第12 (略)

第13 国際海上コンテナを輸送するセミトレーラの審査及び表示の特例

1 地方運輸局長は、第3第7号に規定するセミトレーラであって、国際海上コンテナを輸送することに関し基準緩和（保安基準第4条（車両総重量）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。ただし、第10の規定による申請の審査については、第3号は除く。

(1)～(3) (略)

(削除)

(4) (略)

2 (略)

第14 重量緩和セミトレーラの特例

(削除)

第11、第12 (略)

第13 国際海上コンテナを輸送するセミトレーラの審査及び表示の特例

1 地方運輸局長は、第3第7号に規定するセミトレーラであって、国際海上コンテナを輸送することに関し基準緩和（保安基準第4条（車両総重量）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。ただし、第10の規定による申請の審査については、第3号及び第4号は除く。

(1)～(3) (略)

(4) 搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路

(5) (略)

2 (略)

第14 重量緩和セミトレーラの特例

1 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラであって、本項施行後初めて、第5第4項に規定する基準緩和認定変更申請書を提出しようとする者及び第9第1項に規定する継続緩和の認定を申請しようとする者については、第5第4項又は第9第2項の規定により

1、2 (略)

3 第1項の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めた重量緩和セミトレーラについては、車両総重量及び最大積載量の表示について第8第2項の規定を準用する。

(削除)

4、5 (略)

第15 自動車製作者等の試験自動車の特例

1 (略)

2 前項の申請をしようとする自動車製作者等は、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付すること。

(1)～(6) (略)

(7) 遵守事項の誓約に関する書面

(8) (略)

3 (略)

第16 臨時運行の許可を受けて運行する自動車の特例

1 (略)

2 前項の規定に基づく申請をしようとする自動車製作者等は、別表

定める添付資料の他に主要諸元比較表、車両外観図及び計算書を提出するものとする。

2、3 (略)

4 第2項の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めた重量緩和セミトレーラについては、車両総重量及び最大積載量の表示について第8第2項の規定を準用する。

5 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラについて第9第1項の規定による継続緩和の認定の申請以前に第6第4項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるよう求めようとするものは、認定を受けた地方運輸局長に対し、第2号様式の基準緩和認定変更申請書を提出することができる。この場合において、第2号様式中変更事項及び変更事由については、「分割可能な貨物の輸送」を記載するものとする。また、第4、第5第3項及び第5項、第6第4項後段、第7第1項並びに第8第1項、第2項及び第3項の規定は、本項の申請について準用する。

6、7 (略)

第15 自動車製作者等の試験自動車の特例

1 (略)

2 前項の申請をしようとする自動車製作者等は、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付すること。

(1)～(6) (略)

(7) 遵守事項の誓約書

(8) (略)

3 (略)

第16 臨時運行の許可を受けて運行する自動車の特例

1 (略)

2 前項の規定に基づく申請をしようとする自動車製作者等は、別表

第1の他、次に掲げる資料を添付すること。

(1) 申請する自動車が特定できる書面（輸出自動車にあっては、同一型式であると特定できる書面及び輸出自動車が特定できる書面）

(2) (略)

(3) 運行計画（輸出自動車は除く。）及び運行経路図

3 地方運輸局長は、第1項の規定に基づき認定を行う場合には、当該臨時運行に必要な期限（輸出自動車は除く。）及び運行経路を限定するものとする。

第17 (略)

第18 トレーラ・ハウスの特例

1、2 (略)

3 地方運輸局長は、第1項及び前項の自動車であって、基準緩和の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 遵守事項の誓約に関する書面

(8)～(10) (略)

4 (略)

第19 災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例

1 (略)

2 前項の申請をしようとするものであって災害応急対策の用に供す

第1の他、次に掲げる資料を添付すること。

(1) 申請する自動車が特定できる書面

(2) (略)

(3) 運行計画及び運行経路図

3 地方運輸局長は、第1項の規定に基づき認定を行う場合には、当該臨時運行に必要な期限及び運行経路を限定するものとする。

第17 (略)

第18 トレーラ・ハウスの特例

1、2 (略)

3 地方運輸局長は、第1項及び前項の自動車であって、基準緩和の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 遵守事項の誓約書

(8)～(10) (略)

4 (略)

第19 災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例

1 (略)

2 前項の申請をしようとするものであって災害応急対策の用に供す

る自動車は、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付するものとする。なお、第7第7項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に加え既に交付されている基準緩和認定書の他、次の第4号及び第6号を添付すればよいものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 遵守事項の誓約に関する書面

(5)、(6) (略)

3 第1項の申請をしようとするものであって、災害復旧の用に供する自動車については、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付するものとする。この場合において、別表第1に掲げる項目以外の緩和項目を申請する場合は次に掲げる資料を添付するものとする。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に加え既に交付されている基準緩和認定書の他、次の第5号及び第8号を添付すればよいものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 遵守事項の誓約に関する書面

(6)～(8) (略)

第20 緑色の点滅する灯火を備える誘導車の要件と審査の特例

1 第3第16号の申請ができる自動車の要件とは次に掲げるものとする。

(1)、(2) (略)

2 地方運輸局長は、前項の自動車であって、基準緩和の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の様相が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支

る自動車は、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付するものとする。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に加え既に交付されている基準緩和認定書の他、次の第4号及び第6号を添付すればよいものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 遵守事項の誓約書

(5)、(6) (略)

3 第1項の申請をしようとするものであって、災害復旧の用に供する自動車については、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付するものとする。この場合において、別表第1に掲げる項目以外の緩和項目を申請する場合は次に掲げる資料を添付するものとする。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に加え既に交付されている基準緩和認定書の他、次の第5号及び第8号を添付すればよいものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 遵守事項の誓約書

(6)～(8) (略)

第20 緑色の点滅する灯火を備える誘導車の要件と審査の特例

1 第3第16号の申請ができる自動車の要件とは次に掲げるものとし、必要最小限の車両数をもって基準緩和の認定を申請することができるものとする。

(1)、(2) (略)

2 地方運輸局長は、前項の自動車であって、基準緩和の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の様相が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支

障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 遵守事項の誓約に関する書面

(5)～(11) (略)

3 (略)

第21 幅広貨物を輸送するトレーラの審査の特例

1 地方運輸局長は、第3第4号及び第5号に規定するセミトレーラであって、複数の幅広貨物を輸送することに関し基準緩和（保安基準第2条（幅）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1)～(4) (略)

(削除)

(5) (略)

2、3 (略)

第22 風力発電設備等を輸送する自動車の特例

1 地方運輸局長は、第3第1号に規定する自動車であって風力発電設備を構成する単体物品（以下、「風力発電設備用単体物品」という。）を輸送するものにあつては、申請により、保安基準第2条（長さ）、第4条（車両総重量）又は第4条の2（軸重等）について、当該自動車の性能の最大値で認定することができるものとする。なお、審査は第6に準じて行うものとし、必要に応じ、道路管

障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 遵守事項の誓約書

(5)～(11) (略)

3 (略)

第21 幅広貨物を輸送するトレーラの審査の特例

1 地方運輸局長は、第3第4号及び第5号に規定するセミトレーラであって、複数の幅広貨物を輸送することに関し基準緩和（保安基準第2条（幅）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 主な運行経路

(6) (略)

2、3 (略)

(新設)

理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取すること。

- 2 前項の申請（継続緩和の認定の申請を除く。）をしようとする者は、第5に定める申請書及び添付資料に加え、自動車の性能の最大値を証する書面及び最大値での認定が必要な旨の理由書を提出すること。
- 3 地方運輸局長は、風力発電設備用単体物品及びその他の単体物品又は幅広貨物を輸送する自動車の基準緩和認定に当たっては、それぞれの輸送を行う際に必要と認める条件又は制限を付すものとする。
- 4 第1項の自動車に係る継続緩和の認定を申請しようとする者は、第9第2項に定める申請書及び添付資料に加え、風力発電設備用単体物品輸送に係る特殊車両通行許可証の写しを提出すること。また、輸送実績一覧表には認定期間中の全ての輸送実績を記載して提出すること。

第23 行政処分等

- 1、2 （略）
- 3 基準緩和の認定を受けた自動車^が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る基準緩和の認定（第9号^{にあつては、従前の基準緩和の認定に限る。}）は失効するものとする。
 - (1)、(2) （略）
 - (3) 第8第1項又は第9第4項及び第5項の規定により付された基準緩和の認定の期限を経過している場合
 - (4)～(8) （略）
 - (9) 第9第5項の規定により付された条件に従った新たな基準緩和の認定の申請に基づく認定がなされた場合
- 4 地方運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、新聞等報道や関係機関及び関係団体からの情報等を通じ、特に第7第2項及び第9第4項の規定に基づいて期限が付された自動車並びに第9第5項の規定に基づいて条件が付された自動車の運行状況の

第22 行政処分等

- 1、2 （略）
- 3 基準緩和の認定を受けた自動車^が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る基準緩和の認定は失効するものとする。
 - (1)、(2) （略）
 - (3) 第8第1項又は第9第4項、第5項及び第6項の規定により付された基準緩和の認定の期限を経過している場合
 - (4)～(8) （略）
 - (新設)
- 4 地方運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、新聞等報道や関係機関及び関係団体からの情報等を通じ、特に第7第2項及び第9第4項の規定に基づいて期限が付された自動車の運行状況の把握に努めるものとする。

把握に努めるものとする。

申請様式及び参考様式

【別紙のとおり】

別表第1 添付資料一覧表（第5及び第9関係）

【別紙のとおり】

別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限（第7及び第12
関係）（略）

別表第3 （略）

別表第4 保安上及び公害防止上の制限（第10関係）（略）

附則（令和4年3月31日国自技環第199号）

（適用時期）

1 この要領は令和4年4月1日以降の基準緩和認定の申請及び届出
について適用する。

（経過措置）

2 令和4年3月31日以前に第4第3項の処分を受けた者が、基準
緩和の認定の申請を行う場合、第4第3項は改正前の規定を適用す
る。

3 この要領による各申請書等の様式は、当分の間、改正前の第5第
1項及び第9第2項に掲げる書面によることができる。

申請様式及び参考様式

【別紙のとおり】

別表第1 添付資料一覧表（第5及び第9関係）

【別紙のとおり】

別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限（第7及び第12
関係）（略）

別表第3 （略）

別表第4 保安上及び公害防止上の制限（第10関係）（略）

（新設）

改 正 後	改 正 前																				
<p><u>第1号様式（第5関係）</u></p> <p style="text-align: center;">基 準 緩 和 認 定 申 請 書 （ 新 規 ）</p> <p>地方運輸局長 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別紙を添えて申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">申請者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申請者の住所</td> <td></td> </tr> </table> <p>申請する自動車の情報</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>車名及び型式</td><td></td></tr> <tr><td>種別及び用途</td><td></td></tr> <tr><td>車体の形状</td><td></td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td></tr> <tr><td>使用の本拠の位置</td><td></td></tr> <tr><td>構造又は使用の態様の特殊性</td><td></td></tr> <tr><td>認定を必要とする理由</td><td></td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">認定により適用を除外する保安基準の条項</td> <td>認定により適用を除外する保安基準の内容</td> </tr> </table>	申請者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者)		申請者の住所		車名及び型式		種別及び用途		車体の形状		車台番号		使用の本拠の位置		構造又は使用の態様の特殊性		認定を必要とする理由		認定により適用を除外する保安基準の条項	認定により適用を除外する保安基準の内容	<p><u>第1号様式（第5関係）</u></p> <p style="text-align: center;">基準緩和認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>地方運輸局長殿</p> <p style="text-align: right;">申請者の氏名又は名称 住 所</p> <p>下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車名及び型式 2 種別及び用途 3 車体の形状 4 自動車登録番号及び車台番号 5 使用の本拠の位置 6 構造又は使用の態様の特殊性 7 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容 8 認定を必要とする理由 9 省略する添付資料
申請者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者)																					
申請者の住所																					
車名及び型式																					
種別及び用途																					
車体の形状																					
車台番号																					
使用の本拠の位置																					
構造又は使用の態様の特殊性																					
認定を必要とする理由																					
認定により適用を除外する保安基準の条項	認定により適用を除外する保安基準の内容																				

(日本産業規格A列4番)

備考

1. 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
2. 車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を括弧書きで記載する。
3. 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。なお、第3第22号に規定する自動車にあつては、「災害応急対策又は災害復旧の内容」について記載する。
4. 一括緩和申請の場合は、標題に「(一括)」と付記するとともに、車台番号又は製造番号については開始番号を記載する。

第1号様式別紙

基準緩和認定申請書別紙 (新規)		
自家用又は事業用の別	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 事業用	
使用者の事業内容	<input type="checkbox"/> 運送業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> その他 ()	
車両管理責任者	(役職)	(氏名)
通行許可事前確認の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	有の場合	道路管理者名及び連絡先
主な運行経路	始点:	終点:
	<input type="checkbox"/> 別紙図有 <input type="checkbox"/> 特殊車両通行許可の経路に同じ	

宣誓事項

チェック欄	申請に当たり宣誓する内容
<input type="checkbox"/>	基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)(平成9年9月19日付け自技第193

--

(日本産業規格A列4番)

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (3) 車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
- (4) 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。なお、第3第22号に規定する自動車にあつては、「災害応急対策及び災害復旧の内容」について記載すること。
- (5) 一括緩和申請の場合は、標題に「(一括)」と付記するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。
- (6) 省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。

第1号様式(第5第6関係)

地方運輸局長 殿

宣誓書

基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)(平成9年9月19日付け自技第193号)の第4第3項に該当する処分を受けていないことを宣誓いたします。

年 月 日

	号) の第4第3項に該当する処分を受けていません。
誓約事項	
チェック欄	申請に当たり誓約する内容
<input type="checkbox"/>	認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。違反した場合は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
<input type="checkbox"/>	運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
<input type="checkbox"/>	重大事故時には、遅滞なく通報します。
<input type="checkbox"/>	認定により適用を除外する保安基準の条項以外については、保安基準に適合しています。
<input type="checkbox"/>	(一括緩和の場合) 使用者に対し、上欄までの誓約事項を周知します。
<input type="checkbox"/>	(その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。)

(日本産業規格A列4番)

備考

1. 通行許可事前確認は第3第2号、第3号、第6号(第3第2号、第3号の自動車をけん引することができるものに限る)、第20号の自動車で車両総重量及び軸重等の緩和が必要な場合に記載する。
2. 主な運行経路については、第11、第12、第15、第16、第17、第18、第19の自動車及び地方運輸局長が審査において必要と認めた自動車の場合に記載し、図を添付する。
3. 第15、第18、第19、第20の自動車については、誓約事項のチェック欄に記入されたものをもって、遵守事項の誓約に関する書面とする。
4. 一括緩和の場合、宣誓事項及び誓約事項以外の記載は不要。

第2号様式(第5関係)

基 準 緩 和 認 定 変 更 届 出 書	
地方運輸局長 殿	年 月 日

申請者の氏名又は名称	
住 所	

(日本産業規格A列4番)

第2号様式(第5関係)

基 準 緩 和 認 定 変 更 申 請 書	
地方運輸局長 殿	年 月 日

基準緩和認定を受けた自動車について記載事項が変更となりましたので届出します。なお、基準緩和認定を受けた自動車の管理体制に変更はありません。

届出者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者)	
届出者の住所	

届出する自動車の情報

基準緩和認定番号	
認定年月日	年 月 日
自動車登録番号	
車台番号	

届出の内容

変更の内容	変更後の内容
変更年月日	
<input type="checkbox"/> 氏名又は名称	
<input type="checkbox"/> 使用の本拠の位置	
<input type="checkbox"/> その他	

(日本産業規格A列4番)

備考

1. 継続緩和を受けた自動車について、安全性優良事業所認定のある事業所から安全性優良事業所認定のない事業所に使用の本拠の位置を変更した場合は、届出後、遅滞なく第5第1項の申請をすること。

第3号様式(略)

第4号様式(第9関係)

基準緩和認定申請書(継続)

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称

住 所

下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 基準緩和認定番号及び認定年月日
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途
- 4 自動車登録番号及び車台番号
- 5 変更事項及び変更事由
- 6 変更年月日

(日本産業規格A列4番)

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

第3号様式(略)

第4号様式(第9関係)

基準緩和認定申請書(継続)

年 月 日

年 月 日

道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、引き続き基準緩和の認定を受けたいので、別紙を添えて申請します。

申請者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者)	
申請者の住所	

申請する自動車の情報

車名及び型式	
種別及び用途	
車体の形状	
自動車登録番号	
車台番号	
使用の本拠の位置	
構造又は使用の態様の特殊性	
認定を必要とする理由	
変更事項の有無	

認定により適用を除外する保安基準の条項	認定により適用を除外する保安基準の内容

(日本産業規格A列4番)

地方運輸局長殿

申請者の氏名又は名称

住 所

下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、引き続き基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 自動車登録番号及び車台番号
- 5 使用の本拠の位置
- 6 初回の基準緩和認定
- 7 前回及び前々回の基準緩和認定
- 8 構造又は使用の態様の特殊性
- 9 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
- 10 認定を必要とする理由
- 11 変更事項の有無

(日本産業規格A列4番)

備考

1. 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。

第4号様式別紙

基準緩和認定申請書別紙（継続）

自家用又は事業用の別	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 事業用
使用者の事業内容	<input type="checkbox"/> 運送業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> その他（ ）
車両管理責任者	(役職) (氏名)
安全性優良事業所認定の有無	(事業用の場合) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

誓約事項

チェック欄	申請に当たり誓約する内容
<input type="checkbox"/>	認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。違反した場合は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
<input type="checkbox"/>	運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
<input type="checkbox"/>	重大事故時には、遅滞なく通報します。
<input type="checkbox"/>	認定により適用を除外する保安基準の条項以外については、保安基準に適合しています。
<input type="checkbox"/>	(安全性優良事業所の場合) 本申請の認定審査期間中に、安全性優良事業所認定について失効又は返納した場合は、遅滞なく報告します。
<input type="checkbox"/>	(その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。)

(日本産業規格A列4番)

備考

1. 第15、第19の自動車については、誓約事項のチェック欄に記入されたものをもって、遵守事項の誓約に関する書面とする。

第5号様式（第9関係）

(新設)

第5号様式（第9関係）

基準緩和認定書（継続）

番 号
年 月 日

殿

地方運輸局長

年 月 日付で申請があった下記の自動車については、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 自動車登録番号（車台番号）
- 5 使用の本拠の位置
- 6 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
- 7 基準緩和の期限

(注意事項)

本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。

(日本産業規格A列4番)

備考

第9第5項の申請に基づき基準緩和の期限を付さずに認定した場合、基準緩和の期限及び注意事項については記載しないものとする。

第6号様式、第7号様式 (略)

基準緩和認定書（継続）

番 号
年 月 日

殿

地方運輸局長

年 月 日付で申請があった下記の自動車については、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 自動車登録番号（車台番号）
- 5 使用の本拠の位置
- 6 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
- 7 基準緩和の期限

(注意事項)

本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。

(日本産業規格A列4番)

(新設)

第6号様式、第7号様式 (略)

(削除)

第8号様式（第8及び第9関係）

番 号
年 月 日

運輸支局長殿
自動車検査登録事務所長殿（単名）

地方運輸局長

基準緩和認定の通知について

別紙基準緩和認定書（写）のとおり基準緩和の認定をしたので、基準緩和認定申請書（副）を添えて通知します。

（日本産業規格A列4番）

備考

（1）各運輸支局長等に対し、認定に関して通知する事項がある場合には適宜内容を変更し記載すること。

参考1（別表第1 個別緩和・継続緩和の場合）

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

誓 約 書

弊社が使用する車名、型式、車台番号の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓約します。

(削除)

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。
- 2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
- 3 1に違反した場合（当該自動車を相互に使用する場合を含む。）は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
- 4 重大事故時には、遅滞なく通報します。

(安全性優良事業所の場合)

本申請の認定審査期間中に、安全性優良事業所の認定について失効又は返納した場合は、速やかに報告します。

(日本産業規格A列4番)

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 申請者が個人の場合は、「弊社」を「私」と記載する。
- (4) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (5) 車台番号の打刻のない自動車にあつては、製造番号とする。
- (6) 2の記載のうち「貨物自動車運送事業法」については、貨物自動車運送事業用自動車の申請に限る。
- (7) その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。

参考2 (別表第1 一括緩和の場合)

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

(削除)

誓 約 書

弊社が使用する車名 _____、型式 _____、車台番号 _____ の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、当該自動車の使用者に対し、下記について周知することを誓約します。

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守すること。
- 2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守すること。
- 3 1に違反した場合（当該自動車を相互に使用する場合を含む。）は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立てはしないこと。
- 4 重大事故時には、遅滞なく通報すること。

(日本産業規格A列4番)

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (4) 2の記載のうち「貨物自動車運送事業法」については、貨物自動車運送事業の用に供する場合に限る。
- (5) その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。

参考1～参考5 (略)

(削除)

参考3～参考7 (略)

参考8 (別表第1関係)

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

特殊車両通行許可事前確認書

今回申請する、車名 _____、型式 _____、車台番号 _____ の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、当該自動車の特殊車両通行の可否について、下記の道路管理者に事前に確認しております。

記

- 1 道路管理者問い合わせ先
- 2 通行可能な経路（別添：運行経路図）

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所にも署名する。
- (3) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

別表第1 添付資料一覧表（第5及び第9関係）

適用 条 項	項目	保安基準 第55条第1項に 規定する大臣が 定める告示													
		1	2	3	4	5					6	7		8	
	保安基準等の条項									*	*				
告	長さ、幅及び高さ	認定要第3第11号の自動車を除く	保 2	○	○	○	○	○			△	-		○	
		認定要第3第11号の自動車に限る	保 2	○	○	○	○	-			-	-		○	
	車両総重量	新規緩和(認定要第3第2号、第3号、第7号及び第20号の自動車を除く)	保 4	○	○	○	○	○			△	二		○	
		継続緩和(認定要第3第2号、第3号及び第7号の自動車を除く)	保 4	○	□	□	□	□			□	○		○	

別表第1 添付資料一覧表（第5及び第9関係）

適用 条 項	項目	保安基準 第55条第1項に 規定する大臣が 定める告示																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14			
	保安基準等の条項																	
告	長さ、幅及び高さ	認定要第3第11号の自動車を除く	保 2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	-	-	-	○
		認定要第3第11号の自動車に限る	保 2	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
	車両総重量	新規緩和(認定要第3第2号、第3号、第7号及び第20号の自動車を除く)	保 4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	-	-	-	○
		継続緩和(認定要第3第2号、第3号及び第7号の自動車を除く)	保 4	□	□	□	□	○	□	□	□	△	○	○	○	-	-	○

示 第 1 条 第 1 号	新規格品(認定要領第3第6号(認定要領第3第2号及び第3号の自動車をけん引することができる構造を有する場合を除く)の自動車に限る)	保 4	○	○	○	○	○																-	-		○		
		新規格品(認定要領第3第7号の自動車に限る)	保 4	○	○	○	▽	▽																	-	-		○
		新規格品(認定要領第3第2号、第3号及び第6号(認定要領第3第2号及び第3号の自動車をけん引することができる構造を有する場合に限る)の自動車に限る)	保 4	○	○	○	○	○																	-	-		○
		新規格品(認定要領第3第20号の自動車に限る)	保 4	○	○	○	○	○																	△	-		○
	軸重等	新規格品(認定要領第3第2号、第3号、第7号及び第20号の自動車を除く)	保 402	○	○	○	○	○																	△	-		○
		新規格品(認定要領第3第2号、第3号及び第7号の自動車を除く)	保 402	○	□	□	□	□																	△	○		○
		新規格品(認定要領第3第6号(認定要領第3第2号及び第3号の自動車をけん引することができる構造を有する場合を除く)の自動車に限る)	保 402	○	○	○	○	○																	-	-		○
		新規格品(認定要領第3第7号の自動車に限る)	保 402	○	○	○	▽	▽																	-	-		○
		新規格品(認定要領第3第2号、第3号及び第6号(認定要領第3第2号及び第3号の自動車をけん引することができる構造を有する場合に限る)の自動車に限る)	保 402	○	○	○	○	○																	-	-		○
		新規格品(認定要領第3第20号の自動車に限る)	保 402	○	○	○	○	○																	△	-		○
		新規格品(認定要領第3第12号の自動車に限る)	保 402	○	○	○	○	-																	-	-		○
	(略)																											

(注)

- 1.、2. (略)
3. 第9第5項の規定により付された条件に従った新たな基準緩和申請については、同表「基準緩和認定申請書別紙」及び「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」を除き、○を□に読み替えることができる。

なお、車両構造に変更が無い場合は、「輸送依頼書又は輸送契約書」の△は□に、「輸送実績」の-は○に読み替えるものとする。

【備考】

(1)～(8) (略)

(削除)

(9)～(17) (略)

示 第 1 条 第 1 号	新規格品(認定要領第3第6号(認定要領第3第2号及び第3号の自動車をけん引することができる構造を有する場合を除く)の自動車に限る)	保 4	○	○	○	○	○	○																-	○	-	-	○			
		新規格品(認定要領第3第7号の自動車に限る)	保 4	○	○	▽	▽	○																-	○	-	△	-	-	-	○
		新規格品(認定要領第3第2号、第3号及び第6号(認定要領第3第2号及び第3号の自動車をけん引することができる構造を有する場合に限る)の自動車に限る)	保 4	○	○	○	○	○																-	○	-	-	-	○		
		新規格品(認定要領第3第20号の自動車に限る)	保 4	○	○	○	○	○																△	○	-	-	○	○		
	軸重等	新規格品(認定要領第3第2号、第3号、第7号及び第20号の自動車を除く)	保 402	○	○	○	○	○																△	○	-	-	-	○		
		新規格品(認定要領第3第2号、第3号及び第7号の自動車を除く)	保 402	○	○	○	○	○																△	○	○	○	-	○		
		新規格品(認定要領第3第6号(認定要領第3第2号及び第3号の自動車をけん引することができる構造を有する場合を除く)の自動車に限る)	保 402	○	○	○	○	○																-	○	-	-	-	○		
		新規格品(認定要領第3第7号の自動車に限る)	保 402	○	○	▽	▽	○																-	○	-	△	-	-	-	○
		新規格品(認定要領第3第2号、第3号及び第6号(認定要領第3第2号及び第3号の自動車をけん引することができる構造を有する場合に限る)の自動車に限る)	保 402	○	○	○	○	○																-	○	-	-	○	○		
		新規格品(認定要領第3第20号の自動車に限る)	保 402	○	○	○	○	○																△	○	-	-	○	○		
		新規格品(認定要領第3第12号の自動車に限る)	保 402	○	○	○	-	○																-	-	-	-	-	-	-	○
	(略)																														

(注)

- 1.、2. (略)
- (新設)

(9) ◎は、安全性優良事業所認定を受け、認定要領第9第5項に基づき申請する場合に限る。なお、安全性優良事業所認定証(写し)又は貨物自動車運送事業安全性評価事業評価結果通知書(写し)等、申請時において安全性優良事業所の認定を受けている事実が分かる書面をもって、代えることができる。

(10)～(18) (略)

国自技環第 200 号の 3
令和 4 年 3 月 31 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「基準緩和自動車の認定要領について (依命通達)」の一部改正に
伴う基準緩和車両の取扱いについて

標記について、別添のとおり、地方運輸局長あてに通知したので、貴傘下団体あて
に周知願います。

別添

国自技環第200号

令和4年3月31日

各地方運輸局長 殿 }
沖縄総合事務局長 殿 } (単名各通)

国土交通省自動車局長

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正に伴う基準緩和車両の取扱いについて

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）第55条の規定による基準緩和の認定を受けている自動車について、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正について（国自技環第199号、令和4年3月31日）の施行に伴う取扱いについて、下記のとおり定めたので遺漏なきよう取り扱われたい。

記

現に保安基準第55条の規定により、保安基準第4条（車両総重量）または第4条の2（軸重等）のいずれか一方の基準緩和の認定を受けている長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する自動車であって、基準緩和の期限が付されているものにあつては、緩和の期限満了日以降も当該基準緩和の認定が有効なものとして運行することができる。

なお、申請者から申し出のあつた場合には、職権により基準緩和の期限を削除することができる。